



第九條 免許証	麻薬輸入業者、麻薬輸 出業者、麻薬製造業 者、麻薬製剤業者、家 庭麻薬製造業者又は 麻薬卸売業者	厚生労働大臣の 登録に係る向精 神薬試験研究 施設設置者
第九條 前項	麻薬卸売業者、麻薬小 売業者、麻薬施用者、 麻薬管理者又は麻薬 研究者	都道府県知事 の登録に係る向 精神薬試験研究 施設設置者
第十條 免許証	麻薬輸入業者、麻薬輸 出業者、麻薬製造業 者、麻薬製剤業者、家 庭麻薬製造業者又は 麻薬卸売業者	厚生労働大臣の 登録に係る向精 神薬試験研究 施設設置者
第十條 前項	麻薬卸売業者、麻薬小 売業者、麻薬施用者、 麻薬管理者又は麻薬 研究者	都道府県知事 の登録に係る向 精神薬試験研究 施設設置者

第三條 法第五十條の九第一項の政令で定める向精神薬は、次のとおりとする。

- 一 五―アリアル―五―(―メチルブチル)―パ  
ルビツール酸(別名セコバルビツール)及び  
その塩類

- 二 三―(二―クロロフェニル)―二―メチル  
―四(三H)―キナゾリノン(別名メクロカ  
ロン)及びその塩類
- 三 三―七―ジヒドロ―三―ジメチル―七  
―(二―(―メチルフェネチル)―アミノ)―  
エチル)―一―H―プリン―二―ホージオン  
(別名フェネチリン)及びその塩類
- 四 二―「(ジフェニルメチル)スルフィニル」  
アセタミド(別名モダフィニル)及びその  
塩類
- 五 二―フェニル―二―(二―ピペリジル)―酢  
酸メチルエステル(別名メチルフェニデー  
ト)及びその塩類
- 六 二―メチル―三―(二―トリル)―四(三  
H)―キナゾリノン(別名メタカロン)及び  
その塩類
- 七 三―メチル―二―フェニルモルフォリン  
(別名フェンメトラジン)及びその塩類
- 八 二―(―メトキシベンジル)―四―  
―(―メトキシフェネチル)―一―ピペラジ  
ンエタノール(別名ジベプロール)及びその  
塩類

第四條 法第五十條の九第四項の政令で定める向精神薬は、次のとおりとする。

- 一 五―アリアル―五―(二―メチルプロピル)  
―バルビツール酸(別名ブタルビツール)及び  
その塩類
- 二 二―エチル―二―フェニルグルタリミド  
(別名グルテチミド)及びその塩類
- 三 五―エチル―五―(二―メチルブチル)―パ  
ルビツール酸(別名ペンタルビツール)及  
びその塩類
- 四 五―エチル―五―(三―メチルブチル)―パ  
ルビツール酸(別名アモバルビツール)及び  
その塩類
- 五 二―一―シクロプロピル―七―(S)  
―一―ヒドロキシ―二―二―トリメチル  
プロピル)―一六―十四―エンド―エタノ―  
六・七・八・十四―テトラヒドロオリパビン  
(別名プレノルフィン)及びその塩類
- 六 五―(二―シクロヘキセン―一―イル)―  
五―エチル―バルビツール酸(別名シクロバル  
ビツール)及びその塩類
- 七 トレオ―二―アミノ―一―フェニルプロパ  
ン―一―オール(左旋性のものを除く)及  
びその塩類

- 八 五―(二―フルオロフェニル)―一―三―  
ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―二H―  
一―四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名  
フルニトラゼパム)及びその塩類
- 九 一・二・三・四・五・六―(ヘキサヒドロ  
六・十一―ジメチル―三―(三―メチル―二  
―ブテニル)―二―六―メタノ―三―ベンザ  
ジシン―八―オール(別名ペンタゾシン)及  
びその塩類
- 十 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物  
であつて、前条第九号に掲げる物以外のもの  
(特定地域及び特定向精神薬)

第五條 法第五十條の十三第一項の政令で定める地域は、別表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める向精神薬は、同表の上欄に掲げる地域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第六條 法第五十條の二十第三項の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

第八條 適用除外等対象向精神薬製剤について法第五十條の二十三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「向精神薬業者(向精神薬小売業者を除く。）」とあるのは「向精神薬輸入業者、向精神薬輸出入業者及び向精神薬製造製剤業者」と、同項第一号中「製造し、製剤し、若しくは小分けした向精神薬、向精神薬の製造若しくは製剤のために使用した向精神薬又は向精神薬化学変化物(向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用者が向精神薬に化学的变化を加えて向精神薬以外の物にしたものをいふ。次号及び次条において同じ。）」の原料として使用した向精神薬」とあるのは「製剤し、若しくは小分けした向精神薬」とあるのは「製剤し、若しくは小分けした第五十條の二十五の厚生労働省令で定める向精神薬(以下「適用除外等対象向精神薬製剤」といふ。))又は適用除外等対象向精神薬製剤の製剤のために使用した向精神薬」と、同項第二号中「前年の初めに所有した第一種向精神薬の品名及び数量並びに前年の末に所有した第一種向精神薬の品名及び数量」とあるのは「前

適用除外等対象向精神薬製剤について法第五十條の二十四第一項の規定を適用する場合においては、同項中「向精神薬製造製剤業者及び向精神薬使用者」とあるのは「及び向精神薬製造製剤業者」と、同項第一号中「製造し、製剤し、若しくは小分けした向精神薬、向精神薬の製造若しくは製剤のために使用した向精神薬又は向精神薬化学変化物の原料として使用した向精神薬」とあるのは「製剤し、若しくは小分けした第五十條の二十五の厚生労働省令で定める向精神薬(以下「適用除外等対象向精神薬製剤」といふ。))又は適用除外等対象向精神薬製剤の製剤のために使用した向精神薬」と、同項第二号中「前年の初めに所有した第一種向精神薬の品名及び数量並びに前年の末に所有した第一種向精神薬の品名及び数量」とあるのは「前

適用除外等対象向精神薬製剤について法第五十條の二十四第一項の規定を適用する場合においては、同項中「向精神薬製造製剤業者及び向精神薬使用者」とあるのは「及び向精神薬製造製剤業者」と、同項第一号中「製造し、製剤し、若しくは小分けした向精神薬、向精神薬の製造若しくは製剤のために使用した向精神薬又は向精神薬化学変化物の原料として使用した向精神薬」とあるのは「製剤し、若しくは小分けした第五十條の二十五の厚生労働省令で定める向精神薬(以下「適用除外等対象向精神薬製剤」といふ。))又は適用除外等対象向精神薬製剤の製剤のために使用した向精神薬」と、同項第二号中「前年の初めに所有した第一種向精神薬の品名及び数量並びに前年の末に所有した第一種向精神薬の品名及び数量」とあるのは「前

年中に輸入し、輸出し、製剤し、又は小分けし  
た適用除外等対象向精神薬製剤の成分の品名及  
びその成分の分量又は含量並びに当該適用除外  
等対象向精神薬製剤の用途」とする。  
(法第五十条の二十九の政令で定める麻薬向精  
神薬原料)

第八条の二 法第五十条の二十九の政令で定める  
麻薬向精神薬原料は、第一条各号に掲げる物と  
する。  
(法第五十条の三十第一項の政令で定める麻薬  
向精神薬原料)

第八条の三 法第五十条の三十第一項の政令で定  
める麻薬向精神薬原料は、第一条各号に掲げる  
物とする。  
(麻薬向精神薬原料に係る適用除外)

第八条の四 法第五十条の三十六の厚生労働省令  
で定める麻薬向精神薬原料については、法第五  
十条の二十七から第五十条の三十五までの規定  
を適用しない。  
(麻薬取締官の定数)

第九条 麻薬取締官の定数は、三百人とする。  
(麻薬取締官の資格)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者でなけ  
れば、麻薬取締官となることができない。  
一 通算して一年以上麻薬取締りに関する事務  
に従事した者  
二 通算して三年以上薬事に関する行政事務に  
従事した者  
三 学校教育法に基づく大学を卒業した者又は  
これと同等以上の学力を有すると認められる  
者であつて、通算して一年以上麻薬取締りに  
関する事務に従事したもの  
(精神保健指定医の診断の方法)

第十一条 法第五十八条の六第二項の規定による  
精神保健指定医の診断は、次の各号に掲げる項  
目について、それぞれ当該各号に定める方法に  
よる診査をし、その結果を総合的に判断するこ  
とによつて行うものとする。ただし、第二号に  
掲げる項目についての診査は、その必要がない  
ことが明らかであるときは、省略することがで  
きる。  
一 麻薬(大麻及びあへんを含む。次号を除  
き、以下同じ。)の施用に起因する身体の異  
常の有無及び程度 問診、視診、触診、聴診  
及び打診並びに禁断症状の観察を行うほか、  
必要に応じ脳波検査、肝機能検査、禁断症状  
誘発検査その他の検査を行う。

二 体内の麻薬の有無 クロマトグラフ法その  
他の理化学的方法による尿検査を行う。  
三 麻薬の施用に起因する精神の異常の有無及  
び程度 問診及び言動の観察を行うほか、必  
要に応じ心理的検査を行う。  
四 性行の異常の有無及び程度 行状及び経歴  
の検討、問診並びに言動の観察を行うほか、  
必要に応じ心理的検査を行う。  
五 環境の良否 家庭環境、職場環境、交友関  
係、居住環境等を検討する。  
(精神保健指定医の診断の基準)

第十二条 法第五十八条の六第二項の規定による  
精神保健指定医の診断の基準は、次のとおりと  
する。  
一 麻薬中毒者である旨の診断は、受診者に麻  
薬の施用に起因する身体又は精神の異常が認  
められ、かつ、麻薬に対する精神的身体的依  
存があると判定される場合に行うものとする。  
二 入院措置を必要とする旨の診断は、麻薬に  
対する精神的身体的依存の程度が低いと認め  
られる麻薬中毒者については行わないものと  
し、その他の麻薬中毒者につき、その症状、  
性行及び環境に照らしてその者を入院させな  
ければその麻薬中毒のために麻薬の施用を繰  
り返すおそれが著しいと認められる場合に行  
うものとする。  
(麻薬中毒審査会)

第十三条 麻薬中毒審査会(以下「審査会」とい  
う。)に会長を置き、委員の互選によつてこれ  
を定める。  
二 会長は、会務を総理する。  
三 会長に事故があるときは、あらかじめ委員の  
うちから互選された者が、その職務を行う。  
四 審査会は、会長が招集する。  
五 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、  
議事を開き、議決を行うことができない。  
六 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決  
し、可否同数のときは、会長の決するところ  
による。  
七 法第五十八条の十三第一項の規定により設置  
される審査会の委員の任期は、二年とする。た  
だし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間  
とする。  
八 法第五十八条の十三第二項の規定により設置  
される審査会の委員は、同項後段の規定により  
当該審査会が廃止されるときは、解任されるも  
のとする。

第十四条 法第五十九条の二の規定による国の負  
担は、各年度において、都道府県が支弁した法  
第五十九条第三号の費用の額から、法第五十九  
条の四の規定による徴収金その他その費用のた  
めの収入の額を控除した額につき、厚生労働大  
臣が総務大臣及び財務大臣と協議して定める算  
定基準に従つて行うものとする。  
(国の補助)

第十五条 法第五十九条の三の規定による国の補  
助は、各年度において、都道府県若しくは市町  
村又は営利を目的としない法人が支弁した麻薬  
中毒者医療施設の設置に要する費用の額から、  
その費用のための収入の額を控除した額につ  
き、厚生労働大臣が総務大臣及び財務大臣と協  
議して定める算定基準に従つて行うものとし  
る。ただし、営利を目的としない法人に対する  
国の補助については、寄附金の額を、法人が支  
弁した額から控除すべき収入の額に含ませない  
ことができる。  
(手数料)

第十六条 法第五十九条の五の政令で定める手  
料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、それ  
ぞれ当該各号に定めるところとする。  
一 麻薬輸入業者の免許を申請する者 三万五  
千六百円  
二 麻薬輸出業者の免許を申請する者 三万五  
千六百円  
三 麻薬製造業者の免許を申請する者 三万五  
千六百円  
四 麻薬製剤業者の免許を申請する者 三万五  
千六百円  
五 家庭麻薬製造業者の免許を申請する者 三  
万千円  
六 麻薬元卸売業者の免許を申請する者 三万  
千円  
七 向精神薬輸入業者の免許を申請する者 三  
万千円  
八 向精神薬輸出業者の免許を申請する者 三  
万千円  
九 向精神薬製造製剤業者の免許を申請する  
者 三万千円  
十 向精神薬使用業者の免許を申請する者 三  
万千円  
十一 向精神薬試験研究施設設置者の登録(厚  
生労働大臣の登録に係るものに限る。)を申  
請する者 四千八百五十円

第十二 免許証又は登録証の再交付を申請する  
者 イ又はロに掲げる免許証又は登録証の区  
分に応じ、それぞれイ又はロに定める額  
イ 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造  
業者又は麻薬製剤業者の免許証 五千七  
百円  
ロ 家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、向  
精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精  
神薬製剤業者若しくは向精神薬使用業  
者の免許証又は向精神薬試験研究施設設  
置者の登録証(厚生労働大臣の登録に係るも  
のに限る。) 三千百円

附則 抄  
一 この政令は、昭和二十八年四月一日から施行  
する。  
二 この政令の施行の際、現に旧麻薬取締法(昭  
和二十三年法律第二百三十三号)第五十二条の二  
の規定による麻薬取締官である者は、第二条の  
規定にかかわらず、麻薬取締官又は麻薬取締員  
となる資格を有するものとみなす。但し、その  
者が引き続き麻薬取締官又は麻薬取締員となる  
場合に限る。

附則 (昭和三六年一月二六日政令第  
四二七号)  
この政令は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和三八年七月九日政令第二  
四二七号) 抄  
一 この政令は、昭和三十八年七月十一日から施  
行する。  
二 この政令は、昭和三十九年七月一日から施行  
する。  
(麻薬を指定する政令の廃止)

附則 (昭和三十九年六月一六日政令第一  
八四号)  
この政令は、昭和三十九年七月一日から施行  
する。  
附則 (昭和四四年三月三一日政令第四  
二二号)  
この政令は、昭和四十四年四月一日から施行  
する。  
附則 (昭和四五年四月二七政令第九  
一号)  
この政令は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和四六年三月二三日政令第三  
二二号)

この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則（昭和四十七年三月二十八日政令第三八号）  
この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則（昭和四十七年四月二十八日政令第一〇九号）  
この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四十八年三月二十六日政令第二九号）  
この政令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則（昭和五〇年三月二十八日政令第四八号）  
この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和五一年三月二十六日政令第三二号）  
この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附則（昭和五九年五月一五日政令第一三七号）  
この政令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律の施行の日（昭和五十九年五月二十一日）から施行する。

附則（昭和六〇年七月一二日政令第二二五号）抄  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年三月二〇日政令第四三三号）  
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年四月八日政令第八九号）抄  
この政令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年七月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成元年三月二二日政令第五六号）  
この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成二年八月一日政令第二三七号）抄  
この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、麻薬取締法等の一部を改正する法律（同法附則第一条ただし書に規定する部分を除く。）の施行の日（平成二年八月二十五日）から施行する。

附則（平成二年一〇月二三日政令第三一一号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年三月一九日政令第三九四号）  
この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成三年六月二八日政令第二二四号）  
この政令は、平成三年七月一日から施行する。

附則（平成四年五月一三日政令第一七六号）  
この政令は、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律の施行の日（平成四年七月一日）から施行する。

附則（平成四年九月三〇日政令第三一八号）  
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、平成四年十月一日から施行する。

附則（平成五年九月二九日政令第三二〇号）  
この政令は、平成五年十月一日から施行する。

附則（平成六年三月二四日政令第六四号）  
この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成六年九月三〇日政令第三一五号）  
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条の改正規定 平成六年十月一日

二 別表インドの項の改正規定（同項第三十一号の次に一号を加える部分を除く。）及び次項 公布の日

2 前項第二号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成七年九月二七日政令第三四三三号）抄  
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中麻薬及び向精神薬取締法施行令第九条の改正規定は、平成七年十月一日から施行する。

附則（平成八年二月二二日政令第二二〇号）  
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成八年九月二六日政令第二九〇号）  
この政令は、平成八年十月一日から施行する。

附則（平成八年一二月六日政令第三二八号）  
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成九年三月二四日政令第五七九号）抄  
この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成一一年一二月八日政令第三九三三号）抄  
この政令は、平成一一年一月一日から施行する。

附則（平成一二年三月一七日政令第六五五号）  
この政令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄  
この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年一月四日政令第四三三号）抄  
この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
1 この政令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一三年一〇月二六日政令第三三四四号）  
（施行期日）  
1 この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中麻薬及び向精神薬取締法施行令別表インドの項の改正規定及び次項は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
2 前項ただし書に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年四月一日政令第一四九号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年三月三二日政令第一二五号）  
この政令は、平成一五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年九月一〇日政令第四〇三三号）  
この政令は、平成一五年十月一日から施行する。

附則（平成一六年三月一九日政令第四六号）  
この政令は、平成一六年三月二十九日から施行する。

附則（平成一六年四月一日政令第一五二二号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年四月一日政令第一四一三三号）抄  
この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一八年三月三〇日政令第一〇九号) この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月一三日政令第二九三号) この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日政令第一四九号) この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三十一日政令第一四四号) この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三十一日政令第八八号) この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年四月一日政令第一〇三三号) この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三十一日政令第七九号) この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年四月六日政令第一三〇号) この政令は、公布の日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則 (平成二七年一月一五日政令第九号) この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日政令第四七号) この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年四月二三日政令第一四八号) この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

この政令は、令和三年五月一日から施行する。

附 則 (令和四年七月二七日政令第二五五号) この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日政令第一一八号) この政令は、令和六年四月一日から施行する。

別表(第五条関係) 向精神薬

一 五―(二)フルオロフェニル―一・三

二 一―四―ベンゾジアゼピン―ニオン(別

名フルニトラゼパム)及びその塩類

三 二―ニメチル―三―(ニートリル)―四

及びその塩類

三 前二号に掲げる物のいずれかを含有する物

一 三―(二)クロロフェニル―二―メチ

ル―四―(三H)―キナゾリノン(別名メクロ

カロン)及びその塩類

二 二―ニメチル―三―(ニートリル)―四

(三H)―キナゾリノン(別名メタカロン)

及びその塩類

三 前二号に掲げる物のいずれかを含有する物

一 一―エチニルシクロヘキサノールカルバ

ミン酸エステル(別名エチナメト)及びそ

の塩類

二 五―エチル―一―メチル―五―フェニル

バルビツール酸(別名メチルフェノバルビタ

ル)及びその塩類

三 三―三―ジエチル―五―メチル―二・四

―ピペリジンジオン(別名メチプリロン)及

七 二―ニメチル―三―(ニートリル)―四

(三H)―キナゾリノン(別名メタカロン)

及びその塩類

八 三―ニメチル―一―フェニルモルフォリン

(別名フェンメトラジン)及びその塩類

九 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

一 一―エチニルシクロヘキサノールカルバ

ミン酸エステル(別名エチナメト)及びそ

の塩類

二 七―クロロ―五―(二)クロロフェニ

ル―一―三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ

―一―メチル―二―一―四―ベンゾジアゼ

ピン―ニオン(別名ロルメタゼパム)及びそ

の塩類

三 七―クロロ―五―(二)クロロフェニ

ル―一―三―ジヒドロ―二―一―四―ベ

ンゾジアゼピン―ニオン(別名デロラゼ

パム)及びその塩類

四 十―クロロ―一―b―(二)クロロフェ

ニル―二・三・七・十一―b―テトラヒド

ロキサゾロー(三・二・d)(一・四)ベン

ゾジアゼピン―六(五H)―オン(別名クロ

一 一―四―ベンゾジアゼピン―ニオンジメ

チルカルバミン酸エステル(別名カマゼパ

ム)及びその塩類

十一 七―クロロ―一―三―ジヒドロ―五

―フェニル―一―(二)プロピニル―二H

―一・四―ベンゾジアゼピン―ニオン(別名

ピナゼパム)及びその塩類

十二 七―クロロ―二・三―ジヒドロ―一

―メチル―五―フェニル―一H―一・四―ベン

ゾジアゼピン(別名メダゼパム)及びその

塩類

十三 十―クロロ―二・三・七・十一―b―テ

トラヒドロ―ニメチル―十一―b―フェニル

オキサゾロー(三・二・d)(一・四)ベン

ゾジアゼピン―六(五H)―オン(別名オキサ

ゾラム)及びその塩類

十四 五―(二)クロロフェニル―一―七―エ

チル―一―三―ジヒドロ―一―メチル―二H

―チエノー(二・三・e)―一―四―ジア

ゼピン―ニオン(別名クロチアゼパム)及び

その塩類

十五 五―(四)クロロフェニル―二・五

イソインドール―五―オール(別名マジンド

ール)及びその塩類

十六 六―(二)クロロフェニル―二・四

―ジヒドロ―二―(四)メチル―一―ピ

ペラジニル)メチレン)―八―ニトロー―H

―イミダゾ(二・二・a)(二・四)ベン

ゾジアゼピン―オン(別名ロプラザム)及

びその塩類

十七 八―クロロ―六―フェニル―四H―s

―トリアゾロ(四・三・a)(一・四)ベン

ゾジアゼピン(別名エスタゾラム)及びその

塩類

十八 七―クロロ―五―(二)フルオロフェ

ニル―二・三―ジヒドロ―二―オキソ―一

―H―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボ

ン酸エチルエステル(別名ロフラゼパム)及

びその塩類

十九 七―クロロ―五―(二)フルオロフェ

ニル―一―三―ジヒドロ―一―メチル―二

―H―一・四―ベンゾジアゼピン―ニオン

(別名フルジアゼパム)及びその塩類

二十 二―(ジエチルアミノ)プロピオフェ

ノン(別名アンフェプラモン)及びその塩類

アリラトスオ	<p>二十一 三・三―ジエチル―五―メチル―二・四―ピペリジンジオン (別名メチプリロン) 及びその塩類</p> <p>二十二 一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―五―フェニル―二H―一・四―ペンゾジアゼピン―二―オン (別名ニメタゼパム) 及びその塩類</p> <p>二十三 一・一―ジフェニル―一 (二―ピペリジル) メタノール (別名ピブラドロール) 及びその塩類</p> <p>二十四 N・N―ジメチル―e―フェニルフェネチルアミン (左旋性のものに限る。) (別名レフエタミン) 及びその塩類</p> <p>二十五 三・四―ジメチル―二―フェニルモルフォリン (右旋性のものに限る。) (別名フェンジメトラジン) 及びその塩類</p> <p>二十六 e・e―ジメチルフェネチルアミン (別名フェンテルミン) 及びその塩類</p> <p>二十七 五― (二―フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―二H―一・四―ペンゾジアゼピン―二―オン (別名フルニトラゼパム) 及びその塩類</p> <p>二十八 七―プロモ―一・三―ジヒドロ―五― (二―ピリジル)―一―二H―一・四―ペンゾジアゼピン―二―オン (別名プロマゼパム) 及びその塩類</p> <p>二十九 十―プロモ―一―b― (二―フルオロフェニル)―一・二・三・七・十一―b―テトラヒドロオキサゾロ (三・二―d) (一・四)―ペンゾジアゼピン―六 (五H)―一―オン (別名ハロキサゾラム) 及びその塩類</p> <p>三十 N―ベンジル―N・e―ジメチルフェネチルアミン (別名ベンツフェタミン) 及びその塩類</p> <p>三十一 二―メチル―三― (二―トリル)―四 (三H)―キナゾリノン (別名メタカロン) 及びその塩類</p> <p>三十二 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物</p>
--------	--

ルガネセ	<p>一 一―エチニルシクロヘキサノールカルバミン酸エステル (別名エチナメト) 及びその塩類</p> <p>二 五―エチル―一―メチル―五―フェニルバルビツール酸 (別名メチルフェノバルビタール) 及びその塩類</p> <p>三 三― (二―クロロフェニル)―一―メチル―四 (三H)―キナゾリノン (別名メクロカロン) 及びその塩類</p> <p>四 三・三―ジエチル―五―メチル―二・四―ピペリジンジオン (別名メチプリロン) 及びその塩類</p> <p>五 一・一―ジフェニル―一 (二―ピペリジル) メタノール (別名ピブラドロール) 及びその塩類</p> <p>六 N・N―ジメチル―e―フェニルフェネチルアミン (左旋性のものに限る。) (別名レフエタミン) 及びその塩類</p> <p>七 二―フェニル―二― (二―ピペリジル) 酢酸メチルエステル (別名メチルフェニデート) 及びその塩類</p> <p>八 二―メチル―三― (二―トリル)―四 (三H)―キナゾリノン (別名メタカロン) 及びその塩類</p>	アビ	<p>三 前二号に掲げる物のいずれかを含有する物</p>	ラビ	<p>二 前号に掲げる物を含有する物</p>	アビ	<p>一 三・七―ジヒドロ―一・三―ジメチル―七― (二―)― (e―メチルフェネチル) アミン (エチル)―一―H―プリン―二・六―ジオン (別名フェネチリン) 及びその塩類</p> <p>二 二―メチル―三― (二―トリル)―四 (三H)―キナゾリノン (別名メタカロン) 及びその塩類</p>	ロコ	<p>一 二―メチル―三― (二―トリル)―四 (三H)―キナゾリノン (別名メタカロン) 及びその塩類</p> <p>二 前号に掲げる物を含有する物</p>	ン	<p>二 二― (ジエチルアミノ) プロピオンフェノン (別名アンフェプラモン) 及びその塩類</p> <p>三 e・e―ジメチルフェネチルアミン (別名フェンテルミン) 及びその塩類</p> <p>四 前三号に掲げる物のいずれかを含有する物</p>	マ	<p>一 五― (四―クロロフェニル)―二・五―ジヒドロ―三H―イミダゾ (二・一―a) イソインドール―五―オール (別名マジンドール) 及びその塩類</p>	オ	<p>一 五― (四―クロロフェニル)―二・五―ジヒドロ―三H―イミダゾ (二・一―a) イソインドール―五―オール (別名マジンドール) 及びその塩類</p>
------	--	----	------------------------------	----	------------------------	----	---	----	---	---	---	---	--	---	--

ゴト	<p>一 五―アリル―五― (一―メチルブチル) バルビツール酸 (別名セコバルビタール) 及びその塩類</p> <p>二 二―イミノ―五―フェニル―四―オキサゾリノン (別名ベモリン) 及びその塩類</p> <p>三 一―エチニルシクロヘキサノールカルバミン酸エステル (別名エチナメト) 及びその塩類</p> <p>四 五―エチル―一―メチル―五―フェニルバルビツール酸 (別名メチルフェノバルビタール) 及びその塩類</p>	リチ	<p>一 二―エチル―二―フェニルグルタリイミド (別名グルテチミド) 及びその塩類</p> <p>二 三― (二―クロロフェニル)―一―メチル―四 (三H)―キナゾリノン (別名メクロカロン) 及びその塩類</p> <p>三 N・N―ジメチル―e―フェニルフェネチルアミン (左旋性のものに限る。) (別名レフエタミン) 及びその塩類</p> <p>四 二―メチル―三― (二―トリル)―四 (三H)―キナゾリノン (別名メタカロン) 及びその塩類</p> <p>五 三―メチル―二―フェニルモルフォリン (別名フェンメトラジン) 及びその塩類</p> <p>六 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物</p>	イタ	<p>一 二―イミノ―五―フェニル―四―オキサゾリノン (別名ベモリン) 及びその塩類</p> <p>二 三・七―ジヒドロ―一・三―ジメチル―七― (二―)― (e―メチルフェネチル) アミン (エチル)―一―H―プリン―二・六―ジオン (別名フェネチリン) 及びその塩類</p> <p>三 一・一―ジフェニル―一 (二―ピペリジル) メタノール (別名ピブラドロール) 及びその塩類</p> <p>四 二―フェニル―二― (二―ピペリジル) 酢酸メチルエステル (別名メチルフェニデート) 及びその塩類</p> <p>五 三―メチル―二―フェニルモルフォリン (別名フェンメトラジン) 及びその塩類</p> <p>六 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物</p>	五	<p>三 一 (二―クロロフェニル)―二―メチル―四 (三H)―キナゾリノン (別名メクロカロン) 及びその塩類</p> <p>六 三・三―ジエチル―五―メチル―二・四―ピペリジンジオン (別名メチプリロン) 及びその塩類</p> <p>七 一・一―ジフェニル―一 (二―ピペリジル) メタノール (別名ピブラドロール) 及びその塩類</p> <p>八 N・N―ジメチル―e―フェニルフェネチルアミン (左旋性のものに限る。) (別名レフエタミン) 及びその塩類</p> <p>九 二―フェニル―二― (二―ピペリジル) 酢酸メチルエステル (別名メチルフェニデート) 及びその塩類</p> <p>十 二―メチル―三― (二―トリル)―四 (三H)―キナゾリノン (別名メタカロン) 及びその塩類</p>
----	---	----	--	----	---	---	--

アリエジイナ	<p>一 五―アリル―五― (一―メチルブチル) バルビツール酸 (別名セコバルビタール) 及びその塩類</p> <p>二 二―イミノ―五―フェニル―四―オキサゾリノン (別名ベモリン) 及びその塩類</p> <p>七 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物</p>	コルト	<p>一 二― (ジエチルアミノ) プロピオフェノン (別名アンフェプラモン) 及びその塩類</p> <p>二 一・一―ジフェニル―一 (二―ピペリジル) メタノール (別名ピブラドロール) 及びその塩類</p> <p>三 三・四―ジメチル―二―フェニルモルフォリン (右旋性のものに限る。) (別名フェンジメトラジン) 及びその塩類</p> <p>四 e・e―ジメチルフェネチルアミン (別名フェンテルミン) 及びその塩類</p> <p>五 二―フェニル―二― (二―ピペリジル) 酢酸メチルエステル (別名メチルフェニデート) 及びその塩類</p> <p>六 二―メチル―三― (二―トリル)―四 (三H)―キナゾリノン (別名メタカロン) 及びその塩類</p>	五	<p>三 一 (二―クロロフェニル)―二―メチル―四 (三H)―キナゾリノン (別名メクロカロン) 及びその塩類</p> <p>六 三・三―ジエチル―五―メチル―二・四―ピペリジンジオン (別名メチプリロン) 及びその塩類</p> <p>七 一・一―ジフェニル―一 (二―ピペリジル) メタノール (別名ピブラドロール) 及びその塩類</p> <p>八 N・N―ジメチル―e―フェニルフェネチルアミン (左旋性のものに限る。) (別名レフエタミン) 及びその塩類</p> <p>九 二―フェニル―二― (二―ピペリジル) 酢酸メチルエステル (別名メチルフェニデート) 及びその塩類</p> <p>十 二―メチル―三― (二―トリル)―四 (三H)―キナゾリノン (別名メタカロン) 及びその塩類</p> <p>十一 三―メチル―二―フェニルモルフォリン (別名フェンメトラジン) 及びその塩類</p> <p>十二 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物</p>
--------	---	-----	---	---	---

三	二一フェニルニール(二一ピペリジル)酢酸メチルエステル(別名メチルフェニデー)及びその塩類
四	二一メチルニール(二一トリル)―四(三H)―キナゾリノン(別名メタカロン)及びその塩類
五	三―メチルニール(二一フェニルモルフオリン(別名フェンメトラジン)及びその塩類
六	前各号に掲げる物のいずれかを含有する物
一	五―アリル―五―(二一メチルブチル)バルビツール酸(別名セコバルビタール)及びその塩類
二	一―エチニルシクロヘキサノールカルバミン酸エステル(別名エチナメート)及びその塩類
三	二―エチル―二―フェニルグルタルイミド(別名グルテチミド)及びその塩類
四	五―エチル―一―メチル―五―フェニルバルビツール酸(別名メチルフェノバルビタール)及びその塩類
五	一―クロロ―三―エチル―一―ペンテン―四―イン―三―オール(別名エスクロルビノール)及びその塩類
六	七―クロロ―五―(二一クロロフェニル)―一―三―ジヒドロ―二H―一―四―ペンゾアゼピン―二―オン(別名デロラゼパム)及びその塩類
七	十―クロロ―一―b―(二一クロロフェニル)―二―三―七―一―b―テトラヒドロオキサゾロー(三・二―d)―(一・四)―ペンゾアゼピン―六―(五H)―オン(別名クロキサゾラム)及びその塩類
八	七―クロロ―一―(二一フェチルアミノ)エチル―一―五―(二一フルオロフェニル)―一―三―ジヒドロ―二H―一―四―ペンゾアゼピン―二―オン(別名フルラゼパム)及びその塩類
九	七―クロロ―五―(二一シクロヘキセン―一―イル)―一―三―ジヒドロ―一―メチル―二H―一―四―ペンゾアゼピン―二―オン(別名テトラゼパム)及びその塩類
十	七―クロロ―一―三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―一―メチル―五―フェニル―二H―一―四―ペンゾアゼピン―二―オンジメチルカルバミン酸エステル(別名カマゼパム)及びその塩類

十一	七―クロロ―一―三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一―四―ペンゾアゼピン―二―オン(別名ノルダゼパム)及びその塩類
十二	十―クロロ―二―三―七―一―b―テトラヒドロ―二―メチル―一―b―フェニルオキサゾロー(三・二―d)―(一・四)―ペンゾアゼピン―六―(五H)―オン(別名オキサゾラム)及びその塩類
十三	七―クロロ―一―(二・二・二―トリフルオロエチル)―一―三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一―四―ペンゾアゼピン―二―オン(別名ハラゼパム)及びその塩類
十四	五―(二一クロロフェニル)―一―七―エチル―一―三―ジヒドロ―一―メチル―二H―一―チエノ―(二・三―e)―一―四―ジアゼピン―二―オン(別名クロチアゼパム)及びその塩類
十五	五―(四一クロロフェニル)―二・五―ジヒドロ―三H―イミダゾ(二・一―a)―イソインドール―五―オール(別名マジンドール)及びその塩類
十六	六―(二一クロロフェニル)―二・四―ジヒドロ―二―(四一メチル―一―ピペラジニル)メチレン―一―ニトロ―一―H―イミダゾ(二・二―a)―(一・四)―ペンゾアゼピン―一―オン(別名ロブラゾラム)及びその塩類
十七	三―(二一クロロフェニル)―二―メチル―四―(三H)―キナゾリノン(別名メクロカロン)及びその塩類
十八	七―クロロ―五―(二一フルオロフェニル)―二―三―ジヒドロ―二―オキサゾ―一―H―一―四―ペンゾアゼピン―三―カルボ酸エチルエステル(別名ロフラゼパ酸エチル)及びその塩類
十九	八―クロロ―一―メチル―六―フェニル―四H―s―トリアゾロー(四・三―a)―(二・四)―ペンゾアゼピン(別名アルブラゾラム)及びその塩類
二十	二―(ジエチルアミノ)プロピオフェノン(別名アンフェプラモン)及びその塩類
二十一	五―五―ジエチルバルビツール酸(別名バルビタール)及びその塩類
二十二	三―三―ジエチル―五―メチル―二―四―ビペリジンジオン(別名メチプリロン)及びその塩類

二十三	五―(二一シクロヘキセン―一―イロ)―五―エチルバルビツール酸(別名シクロバルビタール)及びその塩類
二十四	一―一―ジフェニル―一―(二一ピペリジル)メタノール(別名ピブラドロー)及びその塩類
二十五	N・N―ジメチル―e―フェニルフェネチルアミン(左旋性のものに限る。)(別名レフエタミン)及びその塩類
二十六	三・四―ジメチル―二―フェニルモルフオリン(右旋性のものに限る。)(別名フェンジメトラジン)及びその塩類
二十七	五―(二一フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―二H―一―四―ペンゾアゼピン―二―オン(別名フルニトラゼパム)及びその塩類
二十八	十―ブromo―一―b―(二一フルオロフェニル)―二・三・七・一―b―テトラヒドロオキサゾロー(三・二―d)―(一・四)―ペンゾアゼピン―六―(五H)―オン(別名ハラキサゾラム)及びその塩類
二十九	N―ベンジル―N・e―ジメチルフェネチルアミン(別名ベンツフェタミン)及びその塩類
三十	二―メチル―三―(二一トリル)―四(三H)―キナゾリノン(別名メタカロン)及びその塩類
三十一	三―メチル―二―フェニルモルフオリン(別名フェンメトラジン)及びその塩類
三十二	前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

三十三	二―(二一クロロフェニル)―二―メチル―四―(三H)―キナゾリノン(別名メクロカロン)及びその塩類
三十四	七―(二一フェチルフェネチル)―アミノエチル―一―H―プリン―二・六―ジオン(別名フェネチリン)及びその塩類
三十五	二―フェニル―二―(二一ピペリジル)酢酸メチルエステル(別名メチルフェニデー)及びその塩類
三十六	二―メチル―三―(二一トリル)―四(三H)―キナゾリノン(別名メタカロン)及びその塩類
三十七	三―メチル―二―フェニルモルフオリン(別名フェンメトラジン)及びその塩類
三十八	前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

三十九	二―メチル―三―(二一トリル)―四(三H)―キナゾリノン(別名メタカロン)及びその塩類
四十	二―前号に掲げる物を含有する物

六 三―(メチルフェネチル)アミノ)プロピオニトリル(別名フェンプロボレクス)及びその塩類

七 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物